

確定申告書等作成コーナー

～消費税等確定申告書作成のための操作の手引き～

(消費税) 確定申告書作成(簡易課税)編

この手引きでは、税込経理方式による経理処理をされている方が消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）を作成する場合の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.1	作成開始	1
1.2	一般課税・簡易課税の条件判定等	2
1.3	所得区分・事業区分の選択（1／2）	5
1.4	所得区分・事業区分の選択（2／2）	6
1.5	売上（収入）金額等の入力	7
1.6	所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力（1／3）	8
1.7	所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力（2／3）	9
1.8	所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力（3／3）	10
1.9	中間納付税額等の入力	11
1.10	計算結果の確認	12
1.11	納税地等入力（1／2）	13
1.12	納税地等入力（2／2）	14
1.13	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択	15
1.14	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成	16

1.1 作成開始

国税庁
令和5年分 消費税

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問

よくある質問を検索

作成開始

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

次の画面から、一般課税・簡易課税の条件判定等を行った後、売上（収入）金額・仕入金額等の入力を行います。
「次へ進む>」ボタンをクリックしてください。

① **次へ進む >**

② 一般課税を選択される方は、令和5年分の決算書等データを利用することで、決算額等を引き継いで、消費税及び地方消費税の確定申告書を作成することができます。
※ 利用方法等については、**決算書等データの引継ぎ**をご覧ください。

作成する申告書等の選択へ戻る

- ① 「次へ進む>」ボタンをクリックすると、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面（P 2 参照）へ進みます。
- ② 確定申告書等作成コーナーでは、当年分の決算書等データを引継いで消費税及び地方消費税の確定申告書を作成することができますが、簡易課税制度を選択される場合、決算書等データを引継ぐことができませんのでご注意ください。
なお、決算書等データを引継いで消費税の確定申告書を作成した場合にも、作成する消費税の申告書等によって引き継げる項目が制限されますので、ご注意ください。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.2 一般課税・簡易課税の条件判定等

国税庁
令和5年分 消費税

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索



一般課税・簡易課税の条件判定等

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

提出方法の選択

作成する確定申告書等の提出方法を選択してください。 **必須**

e-Tax 書面 **①**

条件判定等

[災害（地震、風水害、雪害等）により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合がありますので、こちらをご覧ください。](#)

基準期間（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の課税売上高を入力してください。 **必須**

[基準期間の課税売上高とは](#)
 円 **②**

連絡請求書（インボイス）発行事業者ですか？ **必須**

[連絡請求書発行事業者とは](#)
 はい いいえ **③**

簡易課税制度を選択していますか？ **必須**

[簡易課税制度とは](#)
 はい いいえ **④**

経理方式を選択してください。 **必須**

[所得税の決算額の調整についてはこちら](#)
 税込経理 税抜経理 **⑤**

税額計算方法に関する質問

売上税額の計算方法を選択してください。 **必須**

[計算方法についてはこちら](#)
 ⑥

割戻基準等の特別な売上基準の適用をする方は下のボタンをクリックしてください。

「特別な売上計上基準」とは割戻基準のほか延払基準等や工事進行基準、現金主義会計をいいます。

⑦

軽減税率に関する質問

令和5年9月30日以前の売上税額について、区分経理できない場合の特例を適用しますか？ **必須**

[売上税額の計算の特例とは](#)
 はい いいえ **⑧**

⑨

前に戻る

次へ進む

確定申告書作成（簡易課税）編

- ① 税務署への提出方法でマイナンバーカードをお持ちの方で「スマートフォンを使用して e-Tax」、「ICカードリーダーライターを使用して e-Tax」または、マイナンバーカードをお持ちでない方で「ID・パスワード方式で e-Tax」のいずれかのボタンをクリックした場合に表示されます。

「書面」ボタンをクリックすると、税務署への提出方法を変更できます。

- ② 基準期間（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の課税売上高を入力します。
- ③ 適格請求書発行事業者の方は、「はい」ボタンを、適格請求書発行事業者ではない方は「いいえ」を選択します。
- ④ 簡易課税で申告する場合、「はい」ボタンをクリックします。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円超の場合は、簡易課税制度を選択できません。

※ 利用者識別番号検索時に「簡易課税制度選択届出書」が提出ありとなっていた場合は、届出書の提出状況が表示されます。

- ⑤ 「税込経理」又は「税抜経理」ボタンをクリックします。

- ⑥ 売上税額の計算方法について、「1 割戻し計算」「2 積上げ計算」「3 1と2の併用」いずれかを選択します。

※ 令和5年10月1日以降の売上税額の計算方法については、適用税率ごとの取引総額を割戻して計算する「割戻し計算」（原則）のほか、適格請求書等に記載のある消費税額等を積上げて計算する「積上げ計算」を選択することができます。

なお、申告する方が適格請求書発行事業者の場合のみ「積上げ計算」を選択することが可能です。

- ⑦ 特別な売上計上基準の適用がある場合、「特別な売上計上基準を適用する」ボタンをクリックすると、「特別な売上計上基準」画面（下記画面参照）が開きますので、適用している基準にチェックを入れ、「次へ進む」ボタンをクリックしてください（「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面へ戻ります。）。

特別な売上計上基準

適用している売上計上基準をチェックしてください。

	売上計上基準	説明
⑦	<input type="checkbox"/> 割戻基準	割戻販売等による損益を、割戻代金の支払期日到来の都度その割戻金額に応じて計上する方法をいいます。
	<input type="checkbox"/> 延払基準等	棚卸資産の延払条件付販売又は工事の延払条件付請負をした場合、その利益の額を割戻金の支払期日の到来した都度割戻金に応じて計上する方法をいいます。
	<input type="checkbox"/> 工事進行基準	建設工事等の請負による収益の計上方法の一つで、工事の進行割合に応じ、引渡し前に予想工事利益を分割して繰上げ計上する方法をいいます。
	<input type="checkbox"/> 現金主義会計	商品の売上代金を実際に受け取ったり、商品の仕入代金や諸経費を実際に支払った時点で、売上げや経費を計上し、一定期間の利益や所得の計算をする方法をいいます。

前に戻る

⑦

次へ進む

確定申告書作成（簡易課税）編

⑧ 区分経理できない場合の特例を適用する場合には「はい」を、適用しない場合には「いいえ」を選択します。

※ 上記特例は令和5年9月30日までの売上について適用できる特例です。

※ なお、税抜経理をしている場合には適用することができません。

⑨ 「次へ進む」ボタンをクリックすると「所得区分・事業区分の選択」画面（P5参照）へ進みます。

(参考) 選択された売上計上基準は申告書の付記事項に丸印が表示されます。

第3-10号様式
令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 名称又は屋号 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

税務署 納税地 (電話番号 - -)

個人番号通知カード・運転免許証 その他 ()

身元確認 ()

税務署 納税地 (電話番号 - -)

個人番号通知カード・運転免許証 その他 ()

身元確認 ()

令和 年 月 日 令和 年 月 日

令和 年 月 日 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の () 申告書

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	
消費税額	②	
買戻回収に係る消費税額	③	
控除対象仕入税額	④	
控除対象仕入税額に 係る消費税額	⑤	
税控除に 係る消費税額	⑥	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	
中間納付税額	⑩	
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	
中間納付還付税額 (⑩-⑪)	⑫	
既定税額 (この申告書の 課税標準額 に 係る消費税額)	⑬	
差引納付税額	⑭	
この課税期間の課税売上高	⑮	
基準期間の課税売上高	⑯	

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の 課税標準額 に 係る地方消費税額	⑰	
差引税額	⑱	
還付税額	⑲	
納付税額	⑳	
中間納付課税割額	㉑	
納付課税割額 (⑲-㉑)	㉒	
中間納付還付課税割額 (㉑-㉒)	㉓	
既定課税割額 (この申告書の 課税標準額 に 係る地方消費税額)	㉔	
差引納付課税割額	㉕	
還付課税割額	㉖	

消費税及び地方消費税の
合計(納付又は還付)税額

⑳ ㉕

第(10+11)-(12+13+14+15)・修正申告の場合(9+10)
買戻回収税額及び差引税額はマイナス()で表示して下さい。

第一表 令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

付記事項

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	31
延払基準等の適用	有	無	32
工事進行基準等の適用	有	無	33
現金主義会計の適用	有	無	34

税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)

銀行 本店・支店
金融機関 出所
郵便局 支所

預金口座番号

ゆうちょ銀行の
貯蓄口座番号

郵便局名等

(個人の方) 公金受取口座の利用

※税務署整理欄

税理士名 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有 ()

税理士法第33条の2の書面提出有 ()

付記事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	31
	延払基準等の適用	有	無	32
	工事進行基準等の適用	有	無	33
	現金主義会計の適用	有	無	34

確定申告書作成（簡易課税）編

1.3 所得区分・事業区分の選択（1 / 2）

国税庁
令和5年分 消費税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

所得区分・事業区分の選択

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

所得区分の選択 **必須**

i 農業、林業、漁業のうち、令和元年10月1日以後に行う「飲食料品の譲渡に係る取引（軽減税率適用分）」については、事業区分が第3種事業ではなく第2種事業となります。

農業、林業、漁業のうち、「飲食料品の譲渡に係る取引（軽減税率適用分）」とは

① 該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。

- 事業所得（営業等）がある。
- 事業所得（農業）がある。
- 不動産所得がある。
- 雑所得（原稿料等）がある。
- 業務用固定資産等の譲渡所得がある。

① 該当する全ての所得区分を選択します。

「事業所得（営業等）がある。」又は「雑所得（原稿料等）がある。」を選択する場合、事業区分を選択する必要があります（P 6 参照）。

※ 「業務用固定資産等の譲渡所得がある。」を選択する場合は、「事業所得（営業等）がある。」「事業所得（農業）がある。」「不動産所得がある。」又は「雑所得（原稿料等）がある。」の中から一つ以上選択する必要があります。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.4 所得区分・事業区分の選択（2 / 2）

所得区分・事業区分の選択 簡易課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

所得区分の選択 **必須**

i 農業、林業、漁業のうち、令和元年10月1日以後に行う「飲食料品の譲渡に係る取引（軽減税率適用分）」については、事業区分が第3種事業ではなく第2種事業となります。

農業、林業、漁業のうち、「飲食料品の譲渡に係る取引（軽減税率適用分）」とは

該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。

事業所得（営業等）がある。

該当する事業区分を全て選択してください。 **必須**

① [各事業区分に該当する事業はこちら](#)

- 第1種事業
- 第2種事業
- 第3種事業
- 第4種事業
- 第5種事業
- 第6種事業

事業所得（農業）がある。

不動産所得がある。

雑所得（原稿料等）がある。

該当する事業区分を全て選択してください。 **必須**

① [各事業区分に該当する事業はこちら](#)

- 第1種事業
- 第2種事業
- 第3種事業
- 第4種事業
- 第5種事業
- 第6種事業

業務用固定資産等の譲渡所得がある。

③ 前に戻る ここまでの入力内容を保存する 次へ進む

① 事業所得（営業等）又は雑所得（原稿料等）を選択した場合、事業区分が表示されません。

② 所得区分（事業所得（営業等）又は雑所得（原稿料等）の場合は事業区分）を選択すると旧税率 6.3%に係る質問が表示されますので、取引がある場合は「はい」ボタンを、ない場合は「いいえ」ボタンをクリックします（下記画面参照）。

※ 旧税率 6.3%適用分の取引がある場合、作成コーナーを利用できません。

第1種事業

税率6.3%（旧税率）適用分の取引がありますか？ **必須**

②

③ 「次へ進む」ボタンをクリックすると「売上（収入）金額等の入力」（P7参照）へ進みます。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.5 売上（収入）金額等の入力

「所得区分・事業区分の選択」画面（P 6 参照）で選択した所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力を行います。

国税庁
令和5年分 消費税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

売上（収入）金額等の入力 簡易課税 税込

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

事業区分ごとに売上（収入）金額等の入力を行ってください。

所得区分	事業区分	売上（収入）金額等
事業所得（営業等）	第1種事業	① <input type="button" value="入力する"/>
事業所得（農業）	第3種事業	<input type="button" value="入力する"/>
不動産所得	第6種事業	<input type="button" value="入力する"/>
雑所得	第3種事業	<input type="button" value="入力する"/>
業務用固定資産等の譲渡所得	第4種事業	<input type="button" value="入力する"/>

① 所得（事業）区分ごとの「入力する」ボタンをクリックすると、該当の所得（事業）区分の「売上（収入）金額等の入力」画面（P 8 参照）へ進みます。

※ 売上金額等の入力が終わった所得（事業）区分は、「入力する」ボタンが「訂正・内容確認」ボタンになります（下記画面参照）。

売上（収入）金額等の入力 簡易課税 税込

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

事業区分ごとに売上（収入）金額等の入力を行ってください。

所得区分	事業区分	売上（収入）金額等
✓ 事業所得（営業等）	第1種事業	<input type="button" value="訂正・内容確認"/>
事業所得（農業）	第3種事業	<input type="button" value="入力する"/>
不動産所得	第6種事業	<input type="button" value="入力する"/>
雑所得	第3種事業	<input type="button" value="入力する"/>
業務用固定資産等の譲渡所得	第4種事業	<input type="button" value="入力する"/>

②

② 全ての所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力が完了したら、「次へ進む」ボタンをクリックし、「中間納付税額等の入力」画面（P 11 参照）へ進みます。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.6 所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力（1 / 3）

「売上（収入）金額等の入力」画面（P 7 参照）で選択した所得（事業）区分の売上（収入）金額等を入力します。

なお、税抜経理方式を選択した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合、適格請求書等に記載した消費税額等を入力する欄が表示されます。

国税庁
令和5年分 消費税

マイナンバーカード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

事業所得（営業等）の売上（収入）金額等の入力（第1種事業）

簡易課税 税込 割戻

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

売上（収入）金額・免税取引・非課税取引等の金額の入力

売上（収入）金額の中に、**免税**、**非課税**、**非課税資産の輸出等**又は**不課税**に係るものが含まれている場合は、その金額も入力してください。

売上（収入）金額（雑収入を含む） 必須	36,780,000	円	①
うち免税取引	200,000	円	
うち非課税取引	100,000	円	
うち非課税資産の輸出等		円	
うち不課税取引		円	
うち課税取引	36,480,000	円	

課税取引金額の内訳の入力

課税取引金額のうち、税率6.24%（軽減税率）適用分の入力してください。 **必須**
「うち税率6.24%（軽減税率）適用分」がない場合は「0」を入力してください。

課税取引金額	36,480,000	円	
うち税率6.24%（軽減税率）適用分	12,130,000	円	②

① 売上（収入）金額・免税取引・非課税取引等の金額を入力します。

「売上（収入）金額（雑収入を含む）」欄は入力必須項目となっているため、金額が0円の場合、「0」を入力します。

② 課税取引金額のうち「税率6.24%（軽減税率）適用分」の金額を入力します。

「うち税率6.24%（軽減税率）適用分」欄は入力必須項目となっているため、金額が0円の場合、「0」を入力します。

（参考1）仮受消費税等の入力欄

上記の金額に対応する 必須 仮受消費税等の金額	<input type="text"/>	円
-----------------------------------	----------------------	---

（参考2）適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄

上記に係る適格請求書等に記載した 必須 消費税額等の合計額	<input type="text"/>	円
---	----------------------	---

1.7 所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力（2 / 3）

売上げに係る対価の返還等の金額の入力

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間で、売上（収入）金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額がありますか？ **必須**

売上げに係る対価の返還等とは

はい いいえ **①**

売上げに係る対価の返還等の金額のうち、課税取引に係るものを「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

入力例はこちら

	税率6.24% （軽減税率）適用分	税率7.8%適用分	計
売上げに係る対価の返還等の金額（税込）	126,000 円	219,000 円	345,000 円

発生した貸倒金の金額の入力

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間で発生した貸倒金がありますか？ **必須**

はい いいえ **③**

貸倒金のうち、課税事業者であった年分に行った取引で課税売上げに係るものの金額を、「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に初めて課税事業者となった方は、令和4年12月31日までに課税資産の譲渡等に係る貸倒金は含まれません。

入力例はこちら

	税率6.24% （軽減税率）適用分	税率7.8%適用分	計
発生した貸倒金の金額（税込）	50,000 円	100,000 円	150,000 円

- ① 売上に係る対価の返還等の金額がある場合には、「はい」ボタンをクリックします。
※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等に係る返還等は対象になりません。
- ② ①で「はい」ボタンをクリックすると、金額の入力欄が開きます。返還等の金額について「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力します。
- ③ 発生した貸倒金がある場合には、「はい」ボタンをクリックします。
※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等について貸倒金が発生した場合には対象となりません。
- ④ ③で「はい」ボタンをクリックすると、金額の入力欄が開きます。発生した貸倒金の金額について「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力します。

1.8 所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力（3 / 3）

回収した貸倒金の金額の入力

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間で回収した貸倒金がありますか？ **必須**

はい いいえ ①

課税事業者であった年分に貸倒れ処理したもので課税売上げに係る回収した貸倒金の金額を、「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に初めて課税事業者となった方は、令和4年12月31日までにを行った課税資産の譲渡等に係る貸倒金は含みません。

	税率6.24% （軽減税率）適用分	税率7.8%適用分	計
回収した貸倒金の金額（税込）	43,200 円	62,000 円	105,200 円

[前に戻る](#)

③

[次へ進む](#)

- ① 回収した貸倒金がある場合には、「はい」ボタンをクリックします。
- ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等について発生した貸倒金を回収した場合には対象となりません。
- ② ①で「はい」ボタンをクリックすると、金額の入力欄が開きます。回収した貸倒金の金額を「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力します。
- ③ 「次へ進む」ボタンをクリックし、「売上（収入）金額等の入力」画面（P7参照）へ戻ります。

1.9 中間納付税額等の入力

国税庁
令和5年分 消費税

マイナンバー
カード

確定申告書作成コーナー

ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

簡易課税

税込

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

中間申告に係る納付税額のある方は、入力してください。

中間申告を行っていない方は、入力する必要はありません ので、画面下の「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

中間申告とは

①

中間納付税額
140,000 円

中間納付繰渡割額
39,400 円

※ 中間申告に係る納付税額には、「中間納付税額」と「中間納付繰渡割額」が含まれていますので、それぞれの金額を入力してください。

※ 税務署から送付した申告書には、中間納付税額（〔10〕欄）、中間納付繰渡割額（〔21〕欄）にその合計額が印字されています。なお、1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、中間納付税額及び中間納付繰渡割額は印字されませんので、最終の中間申告分まで（11回分）の消費税及び地方消費税額を合計して入力してください。

税務署から送付した申告書等の中間納付税額等の印字場所

前に戻る

ここまでの入力内容を保存する

②

次へ進む

- ① 中間申告に係る納付税額がある方は、中間申告に係る納付税額等を入力します。
- ※ 中間申告を行っていない方は入力する必要はありません。
- ② 「次へ進む」ボタンをクリックすると、「計算結果の確認」画面（P12 参照）へ進みます。
- ※ 利用者識別番号から情報を検索し、中間納付税額等の情報を取得している場合は取得した金額が表示されます。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.10 計算結果の確認

入力データを基に確定申告に必要な計算が行われ、その計算結果が画面に表示されます。

国税庁 令和5年分 消費税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

計算結果の確認 [簡易課税](#) [税込](#)

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > 終了

納付 する金額は、 **116,800円** です。

入力された金額に基づいた消費税の計算結果

課税標準額	(1)	33,367,000 円
消費税額	(2)	2,427,422 円
貸倒回収に係る消費税額	(3)	6,892 円
控除税額	控除対象仕入税額	(4) 2,170,354 円
	返還等対価に係る税額	(5) 22,809 円
	貸倒れに係る税額	(6) 9,978 円
	控除税額小計 (4) + (5) + (6)	(7) 2,203,141 円
控除不足還付税額 (7) - (2) - (3)	(8)	円
差引税額 (2) + (3) - (7)	(9)	231,100 円
中間納付税額	(10)	140,000 円
納付税額 (9) - (10)	(11)	91,100 円
中間納付還付税額 (10) - (9)	(12)	円
この課税期間の課税売上高	(15)	33,202,088 円
基準期間の課税売上高	(16)	25,600,000 円

入力された金額に基づいた地方消費税の計算結果

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	(17)	円
	差引税額	(18)	231,100 円
譲渡割額	還付額	(19)	円
	納税額	(20)	65,100 円
中間納付譲渡割額	(21)	39,400 円	
納付譲渡割額 (20) - (21)	(22)	25,700 円	
中間納付還付譲渡割額 (21) - (20)	(23)	円	
消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額	(26)	116,800 円	

[計算方法はこちらからご確認ください](#)

[前に戻る](#)

[ここまでの入力内容を保存する](#)

①

[次へ進む](#)

- ① 計算結果を確認後、「次へ進む」ボタンをクリックすると、「納税地等入力」画面（P13 参照）へ進みます。

1.11 納税地等入力（1 / 2）

納税地等入力
簡易課税 税込

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

納付について

納付税額は、 **116,800円** です。

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。
 申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。
 各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付手続名	納付方法
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 振替納税 </div> <p>期限 令和5年分の期限内申告分の振替日は、令和6年4月30日（火）です。</p> <p>再度振替依頼書を提出される場合は、令和6年4月1日（月）までに提出してください。</p> <p>手数料 不要です。</p>	あなたが振替納税をご利用の金融機関等は次のとおりです。 みずほ銀行 品川支店 期限内に申告された場合に限りご利用いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 申告書の提出先税務署が変わった方 振替納税の継続を希望される方は、チェックボックスを選択ください。 なお、振替納税を利用する金融機関を変更する場合は、改めて振替依頼書の提出が必要となります。 ※申告書の提出先税務署が変わらない方は、チェックボックスの選択は必要ありません。 <p>① <input type="checkbox"/> 振替納税の継続を希望する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ご利用中の金融機関等を変更される方 <p>② <input type="checkbox"/> 振替依頼書（変更分）を書面で作成する</p> <p>※振替依頼書（書面）を作成するには、金融機関お届け印が必要です。 e-Taxによる提出を希望される方は、「申告書を送信した後の作業について」画面のオンラインで「振替納税を申し込む」ボタンから手続を行ってください。 なお、オンラインで振替納税の申込み可能な金融機関はこちらをご確認ください。 <p>e-Taxを利用してダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネット/バンキング等から納付する方法です。</p> </p>
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 電子納税 </div> <p>期限 令和6年4月1日（月）</p> <p>手数料 不要です。 インターネット/バンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります。</p>	「国税クレジットカードお支払サイト」（外部サイト）上での手続により、納付委託書へ国税の納付を委託する方法です。 <注意事項> クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書が発行可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> クレジットカード納付 </div> <p>期限 令和6年4月1日（月）</p> <p>手数料 納付税額に応じた決済手数料がかかります。 決済手数料は別の収入になるものではありません。</p>	「国税スマートフォン決済専用サイト」（外部サイト）上での手続により、納付委託書へ国税の納付を委託する方法です。 メッセージボックスから納付手続を行ってください。 利用可能なPay払いはこちらをご確認ください。 <注意事項> スマホアプリ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> スマホアプリ納付 </div> <p>期限 令和6年4月1日（月）</p> <p>手数料 不要です。</p>	申告書等とともに、コンビニ納付用QRコードを出力し、利用可能なコンビニエンスストアで納付する方法です。 利用可能なコンビニエンスストアは こちら をご確認ください。 <注意事項> コンビニ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> コンビニQR納付 </div> <p>期限 令和6年4月1日（月）</p> <p>手数料 不要です。</p>	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。 納付書は一部の金融機関及び全国の税務署の窓口に着用しています。
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 窓口納付 </div> <p>期限 令和6年4月1日（月）</p>	<注意事項> コンビニ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> コンビニ納付用QRコードを作成する </div> <p>③ <input type="checkbox"/> コンビニ納付用QRコードを作成する</p>	

納付方法の案内が表示されます。

- ① 申告書の提出先税務署が変わった方は、「振替納税の継続を希望する」にチェックをすることで、振替納税を継続して利用することができます（振替納税をご利用したことない方は「振替依頼書（書面）を作成する」というボタンが表示されます。）。
 - ② 「振替依頼書（変更分）を書面で作成する」ボタンをクリックすると、金融機関の変更をするための振替依頼書が書面で出力されます。
 - ③ 「コンビニ納付用QRコードを作成する」にチェックをすると、納付用QRコードが申告書等印刷の画面で印刷できます。
- ※ スマホアプリ納付欄、コンビニQR納付欄は、納付税額が30万円を超える方は表示されません。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.12 納税地等入力（2 / 2）

通知方法の選択 **必須**

この申告書に係る通知等がある場合、[e-Taxでの通知を希望しますか？](#)

はい いいえ

※ e-Taxへ通知書が格納された場合、[e-Taxにご登録いただいているメールアドレス](#)へお知らせします。マイナンバーカード等でe-Taxにログインして通知書を確認してください。
[確認方法はこちら](#)

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

納税地・氏名等の入力

東日本大震災により避難されている方は[こちら](#)をご参照ください。
制限文字数を超える場合、省略可能な文字（マンション名等）は省略して入力して差し支えありません。

納税地情報

納税地 必須	住所 必須	事業所等
住所又は事業所等	郵便番号	<input type="text" value="000"/> - <input type="text" value="000"/> 郵便番号から住所入力
都道府県 必須	市区町村	都道府県 <input type="text" value="東京都"/> 市区町村 <input type="text" value="中央区"/>
町名・番地 必須		郵便番号から検索できなかった方は、こちらから都道府県や市区町村を選択してください。 [都道府県市区町村と合計で28文字以内] <input type="text" value="00"/>
建物名・号室		[28文字以内] <input type="text" value="〇〇アパート101号室"/>

申告書を出す税務署

提出先税務署 必須	都道府県 <input type="text" value="東京都"/> 税務署 <input type="text" value="京橋"/>
	リストから都道府県を選択後、税務署名を選択してください。 詳細の税務署を調べる
整理番号	[半角数字8桁] <input type="text" value="01234567"/> 税務署から送付された申告書等により整理番号が区分けになる場合は入力してください。 この番号を入力してください。
提出年月日	令和 <input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日

氏名等

氏名（カナ）	[11文字以内] <input type="text" value="コクセイ"/>	[11文字以内] <input type="text" value="タロウ"/>
氏名（漢字） 必須	[10文字以内] <input type="text" value="国税"/>	[10文字以内] <input type="text" value="太郎"/>
マイナンバー（個人番号）	<input type="text" value="****"/> - <input type="text" value="****"/> - <input type="text" value="****"/> <input type="checkbox"/> マイナンバーの入力値を表示する。	
電話番号	[半角数字合計14桁以内] <input type="text" value="00"/> - <input type="text" value="0000"/> - <input type="text" value="0000"/> 平日の昼間にご連絡のとれる電話番号を市外番号より入力してください（携帯番号でも結構です。）。	
番号・雅号	フリカナ <input type="text" value="コクセイショウテン"/> 漢字 <input type="text" value="国税局店"/>	

①

前に戻る ②

① 納税地や氏名等について該当する項目に入力します。

※ 郵便番号の入力後、「郵便番号から住所入力」ボタンをクリックすると、郵便番号の入力内容から検索した住所と税務署情報（都道府県、税務署名）を画面上の対応する入力項目へ自動的に表示することができます。

② 本年分の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合かつ適格請求書発行事業者でない場合、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択」画面（P15 参照）に進みます。

それ以外の場合、

- ・ 申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
- ・ 申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面 へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.13 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択

計算の結果、本年分の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合かつ適格請求発行事業者でない場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成」画面が表示され、届出書の作成をすることができます。

※ 本年分の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合でも、翌々年に適格請求書発行事業者である場合、翌々年の消費税の確定申告が必要となります。

The screenshot shows the '確定申告書作成コーナー' (Tax Return Filing Corner) interface. At the top, there are navigation links for 'ご利用ガイド' and 'よくある質問'. The main heading is '消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択' (Selection of Declaration of Exemption from Consumption Tax). Below this, there are buttons for '簡易課税' and '税込'. A breadcrumb trail reads: 'トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了'. The main content area contains a message: '令和5年分の課税売上高が1,000万円以下となりました。令和5年分の課税売上高が1,000万円以下となった方は、原則として、令和7年分の消費税の納税義務が免除されますので、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出する必要があります。' (For the fiscal year 2023, the taxable sales amount is below 10 million yen. For those with taxable sales below 10 million yen for the fiscal year 2023, the consumption tax liability for the fiscal year 2025 is waived in principle, so you must submit a declaration of exemption from consumption tax.) Below this is a link: '❑ 災害（地震、風水害、雪害等）により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合がありますので、こちらをご覧ください。' (For those affected by disasters such as earthquakes, typhoons, or snow damage, special provisions of the Consumption Tax Act may apply, please see here.) A question is posed: '「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を作成しますか 必須' (Do you want to create a declaration of exemption from consumption tax? Required). Below the question are two buttons: '届出書を作成する' (Create declaration of exemption) and '届出書を作成しない' (Do not create declaration of exemption). A warning message is displayed: '⚠️ この届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、令和6年1月1日から令和6年6月30日）の課税売上高が1,000万円を超える場合には、この届出の適用開始課税期間の納税義務は免除されません。' (Even if you submit this declaration, if the taxable sales amount exceeds 10 million yen during the specified period (in principle, from January 1, 2024, to June 30, 2024), the tax liability for the period when the declaration becomes applicable is not waived.) Another warning: '課税事業者選択届出書を提出している方が免税事業者に戻ろうとする場合は、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります（確定申告書作成コーナーでは作成できません。）' (If a taxable business operator who has submitted a declaration of selection of exemption from consumption tax wants to return to being a tax-exempt business operator, it is necessary to submit a declaration of inapplicability of selection of taxable business operator (which cannot be created in the tax return filing corner).) At the bottom, there are three buttons: '前に戻る' (Return to previous), 'ここまでの入力内容を保存する' (Save input content up to here), and '次へ進む' (Proceed to next).

- ① 「届出書を作成する」ボタン又は「届出書を作成しない」ボタンをクリックします。
- ② ①において「届出書を作成する」ボタンをクリックした場合は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成」画面（P16 参照）へ進みます。
 - ①において「届出書を作成しない」ボタンをクリックした場合、
 - ・申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
 - ・申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面へ進みます。「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.14 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書に関する情報を入力します。

納税義務者となった日等の入力欄が表示されます。

国税庁
令和5年分 消費税 [書面提出](#) **確定申告書作成コーナー** [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成 [簡易課税](#) [税込](#)

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > **申告書等の作成** > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

納税義務者となった日 ①	<input type="text" value="▼"/> <input type="text" value="▼"/> 年 <input type="text" value="▼"/> 月 <input type="text" value="▼"/> 日 ※ 先に提出した「消費税課税事業者届出書」の「適用開始課税期間」欄の初日を入力してください。
この届出書の提出年月日	令和 <input type="text" value="▼"/> <input type="text" value="▼"/> 年 <input type="text" value="▼"/> 月 <input type="text" value="▼"/> 日 ※ 提出時に手書きしても差し支えありません。
参考事項	[各行40文字以内] <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

[前に戻る](#) [ここまでの入力内容を保存する](#) ② [次へ進む](#)

① 「消費税の納税義務者でなくなった日」、「この届出書の提出年月日」等必要事項を入力してください。

② 「次へ進む」ボタンをクリックすると、

- ・申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
- ・申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。